

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和7年5月8日

収支等命令者

佐賀県立図書館長 古賀由紀子

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 『佐賀県近世史料』第七編第一巻 印刷
- (2) 調達物品 仕様書のとおり
- (3) 調達数量 350 冊
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月18日まで
- (5) 納入場所 佐賀県立図書館の指示する場所

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申し立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 佐賀県内に本店あるいは支店、営業所等を有する者であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 自社に文字フォント「モリサワ」もしくは「モリサワ」に準じる文字フォント及び組版を有する者であること。
- なお、上記文字フォント等を使用し、業務が履行できる者であること。
- (9) 過去 10 年間に上製本を製作し、漢文等を含む歴史史料集の製作納入実績を有する者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届に関係資料を添付のうえ、令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時までに下記の部局に直接持参又は郵送（同日時までに担当部局に必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

入札参加届等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で提出してください。

また、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

【関係資料】

- (1) 営業概要書（様式 1）
- (2) 納入実績調書（様式 2）

※担当部局

佐賀県立図書館 郷土資料調査・編さん課
郵便番号 840-0041 佐賀県佐賀市城内二丁目 1 番 41 号
電話番号 0952-24-2900
電子メールアドレス toshokan@pref.saga.lg.jp

4 入札手続き等に関する事項

(1) 仕様書及び入札関係様式の交付方法

令和 7 年 5 月 8 日（木）から令和 7 年 5 月 19 日（月）までの間、佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）の「ホーム>分類から探す>しごと・産業>入札・補助金・公募事業>入札>入札（物品調達）>物品調達（現地機関）」に掲載します。

(2) 入札説明会

実施しません。

(3) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和 7 年 5 月 22 日（木）午前 10 時から
イ 場所 佐賀県佐賀市城内二丁目 1 番 41 号
佐賀県立図書館 中 2 階会議室（研修室）

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

(4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号により免除します。

(3) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除します。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(5) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者

ク 一人で2以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(6) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(7) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合は落札

者とします。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととします。

ウ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行います。

(8) 質問等

公告の内容に質問がある場合は、質問・回答書に質問内容を記載し、令和7年5月14日（水）正午までに3の部局メールアドレスへ送信してください。回答は、令和7年5月16日（金）までに佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）の「ホーム>分類から探す>しごと・産業>入札・補助金・公募事業>入札>入札（物品調達）>物品調達（現地機関）」に掲載します。